明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業**六）　一

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**四一五）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**四一六）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**四一七）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三八六）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**同**三八七）　三
○ラゴス変電設備緊急復旧・増強計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三八八）　五
○エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三八九）　五
○ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九〇）　六
○食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九一）　六
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**農林水産**二七三八）　六
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**二七三九）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一三五九）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一三六〇）　六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二六八）　六

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　九
法務　九
公証人任免（法務省）　九

〔資　料〕

平成三十年十月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
有権者申出方、迫川上流土地改良区の合併の認可関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○農林水産省・経済産業省令第六号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十二条第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十八日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定）	（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定）
第百六十四条　法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。	**第百六十四条**　法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。
一　（略）	一　くん煙シート（別名ＲＳＳ）［新設］
二　技術的格付けゴム（別名ＴＳＲ）	二　金
三～十一　（略）	三　銀
	四　白金
	五　パラジウム
	六　ガソリン
	七　灯油
	八　軽油
	九　原油
	十　アルミニウム

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。